

# フードドライブをやってみよう！

## －フードドライブ物品等貸出マニュアル－

福岡市では、食品ロス削減の取組みとして、家庭で使い切れない未利用食品を集め、食品を必要としている団体等に提供する「フードドライブ」を推進しています。また、スーパーや商業施設、地域のイベントなどでも、フードドライブの取組みが行われています。そこで、市民がフードドライブに参加しやすい環境づくりを進める取組みとして、企業や団体が主催するフードドライブ活動を支援するため、市では、フードドライブ実施時に必要な物品等の無償貸出しを始めました。

必要とする物品がありましたら、福岡市環境局ごみ減量推進課までご相談ください。

### ◆ フードドライブ物品貸出しについて

- 貸出しする物品は以下のものです。貸出料は無償です。

(1) 食品回収ボックス（設置用）

(2) 食品回収ボックス（運搬用）

(3) のぼり旗（ポールなし）

(4) タペストリー

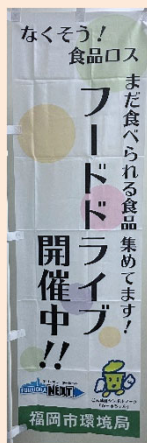
(5) 告知用チラシデータ



(1) 食品回収ボックス（設置用）



(2) 食品回収ボックス（運搬用）



(3) のぼり旗



(4) タペストリー



(5) 告知用データ

- 貸出期間は、フードドライブ実施に必要な期間（最大1か月）、貸出しをします。

**貸出し希望の方は、次ページの内容をご確認の上、ご利用ください。**

フードドライブ物品等の貸出しでご不明な点がありましたら、  
福岡市環境局ごみ減量推進課（電話：092-711-4039）までご相談ください。

## ◆ フードドライブ物品貸出しについて

### <貸出対象者>

市内でフードドライブを実施しようとする市内に所在する企業及び市内で活動する団体とする。

ただし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する法人又は団体は、貸出しの対象としない。

### <貸出手順>

(1) 事前に電話等で物品の貸出状況を確認の上、**フードドライブ物品等貸出申請書**を記入し**貸出希望日の7日前まで**に福岡市環境局ごみ減量推進課に提出する。

(2) 貸出期間前日までに、物品を引取りに行く。

※物品数に限りがありますので、個数や日程について調整をお願いする場合があります。

### <フードドライブ実施後>

(1) **フードドライブ実施報告書**を記入し、福岡市環境局ごみ減量推進課に提出。

(2) 物品を返却する。

※貸出・返却場所：福岡市環境局ごみ減量推進課（中央区天神1-8-1 行政棟13階）

時間等：開庁日（土日祝日を除く）9：30～17：00

### <遵守事項>

- ・物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- ・物品を破損又は紛失しないよう注意すること。
- ・物品の形状を変え、または改造しないこと。
- ・物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- ・告知用チラシデータについては、必要入力事項以外は改変しないこと。  
また、当該申請の目的以外に使用しないこと。
- ・回収した食品はフードバンク団体等へ無償で提供すること。

フードドライブのやり方などご不明な時は、「フードドライブ運営マニュアル」を参考いただくか、福岡市環境局ごみ減量推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡市環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

電話番号：092-711-4039 FAX：092-711-4823

メール：gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp